

令和8年4月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2 燃	3	4
5	6 燃	7	8	9 燃	10	11
12	13 燃	14 不	15	16 燃	17	18
19	20 燃	21	22	23 燃	24	25
26	27 燃	28	29 昭和の日	30 燃		

5月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4 燃	5	6	7 燃	8	9
10	11 燃	12 不	13	14 燃	15	16
17	18 燃	19	20	21 燃	22	23
24/31	25 燃	26	27	28 燃	29	30

6月

日	月	火	水	木	金	土
	1 燃	2	3	4 燃	5	6
7	8 燃	9 不	10	11 燃	12	13
14	15 燃	16	17	18 燃	19	20
21	22 燃	23	24	25 燃	26	27
28	29 燃	30				

7月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2 燃	3	4
5	6 燃	7	8	9 燃	10	11
12	13 燃	14 不	15	16 燃	17	18
19	20 燃	21	22	23 燃	24	25
26	27 燃	28	29	30 燃	31	

8月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 燃	4	5	6 燃	7	8
9	10 燃	11	12	13 燃	14	15
16	17 燃	18 不	19	20 燃	21	22
23/30	24/31 燃	25	26	27 燃	28	29

9月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3 燃	4	5
6	7 燃	8 不	9	10 燃	11	12
13	14 燃	15	16	17 燃	18	19
20	21 燃	22	23	24	25 燃	26
27	28 燃	29	30			

10月

日	月	火	水	木	金	土
				1 燃	2	3
4	5 燃	6	7	8 燃	9	10
11	12 燃	13 不	14	15 燃	16	17
18	19 燃	20	21	22 燃	23	24
25	26 燃	27	28	29 燃	30	31

11月

日	月	火	水	木	金	土
1	2 燃	3	4	5 燃	6	7
8	9 燃	10 不	11	12 燃	13	14
15	16 燃	17	18	19 燃	20	21
22	23 燃	24 燃	25	26 燃	27	28
29	30 燃					

12月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3 燃	4	5
6	7 燃	8 不	9	10 燃	11	12
13	14 燃	15	16	17 燃	18	19
20	21 燃	22	23	24 燃	25	26
27	28 燃	29	30	31		

令和9年1月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4 燃	5	6	7 燃	8	9
10	11 燃	12 不	13	14 燃	15	16
17	18 燃	19	20	21 燃	22	23
24/31	25 燃	26	27	28 燃	29	30

2月

日	月	火	水	木	金	土
	1 燃	2	3	4 燃	5	6
7	8 燃	9 不	10	11 燃	12 燃	13
14	15 燃	16	17	18 燃	19	20
21	22 燃	23	24	25 燃	26	27
28						

3月

日	月	火	水	木	金	土
	1 燃	2	3	4 燃	5	6
7	8 燃	9 不	10	11 燃	12	13
14	15 燃	16	17	18 燃	19	20
21	22 燃	23 燃	24	25 燃	26	27
28	29 燃	30	31			

分類	特別集積地へ出せるごみの種類(具体例)
指定袋 もやせるごみ	台所ごみ 残飯、茶殻、弁当容器、卵の殻、貝殻、空き箱等の包装類、食品トレイ、ポリ容器、その他木製・プラスチック製用具、アルミ箔(さっと洗い汚れが落ちないもの)など
	ビニール・紙くず類 菓子袋、ビニール袋、紙コップ、外箱、新聞、雑誌、ダンボールなど
	木竹くず・日用品類 剪定くず、使い捨てカイロ、乾燥剤、シップ、紙おむつなど
	布・履物類 衣類、座布団、足元マット、スリッパ、革靴、長靴など
	プラスチック類 CD、ビデオテープ、スポンジ、おもちゃ、風呂マット、プラスチック容器、下敷き、ハンガー、発泡スチロールなど
	皮製品・ゴム類 かばん、グローブ、ベルト、ゴムひも、輪ゴムなど
指定袋 もやせないごみ	ペットボトル ジュース、お茶、醤油、みりんなどの容器
	陶器類 茶碗、湯飲み、食器、植木鉢など
	ガラス・混合物類 ガラスコップ、ガラス製品、窓ガラス、鏡、薬や化粧品びんなど
	金属類 鍋、やかん、バケツ、調理用品、スプーン、てんぷらガード、レンジ敷き、はさみ、絵の具のチューブ、粉ミルクの缶、缶詰の缶、菓子類の金属製容器など
	小型家電製品 ラジカセ、ドライヤー、シェーバー、家庭用ゲーム機、電気ストーブ、炊飯器など ※リサイクルのためなるべく小型家電回収にご協力ください。
	その他 傘、針金、コード類、包丁、金属製のおもちゃなど ※針金など長いものは、1m以内に裁断して出してください。
	缶 ジュース、ビールなどの飲料用の空き缶
びん 酒、ビール、醤油、調味料、ジュースなどの空き瓶	
注意:スプレー缶 スプレー缶、カセットボンベ等は収集しませんので、中身を使い切り、穴を開けて市役所へ持参してください。	
ごみ収集券 剪定した木・小枝 袋に入らない木枝は、直径3cm以下、長さ1m以内に切り、30cm以内に束ねてごみ収集券を貼付して出してください。	

分類	市役所等へ出せるごみの種類(具体例)
古紙類 ●新聞紙、チラシ、雑誌、段ボール、牛乳パックなどの内側が白い飲料用紙パック ※紙ひもでしばり、スーパーの店頭回収や小・中学校の集団回収に出しましょう。	
雑がみ ●「雑がみ」とは、新聞、雑誌、ダンボール、紙パック以外のリサイクルできる紙のことです。(例:ティッシュやお菓子の箱、紙袋、包装紙、ハガキ、封筒など) ●市役所の雑がみ回収ボックスに出すか、地域の資源回収に出してください。	
食用油 ペットボトル等の容器に入れ、坂井市役所本庁、各支所に持参してください。 ※凝固剤で固めたもの・新聞紙にしみこませたものは「もやせるごみ」として出せません。 ※液のまま出す場合は、ハーツはるえ店営業時間内に駐車場東側エコステーションの廃食用油入れに入れることもできます。(てんぷら油等食用油のみ)	
蛍光灯・乾電池 水銀式体温計 丸岡支所、各コミュニティセンターの回収コンテナへ出してください。 ※割れた蛍光灯は「もやせないごみ」として出してください。 ※事業所から排出された蛍光灯・乾電池は対象外です。各事業所で適切に処分してください。	
使い捨てライター 丸岡支所窓口、各コミュニティセンターに持参してください。	
小型家電・廃家電 リチウムイオン電池 (ボックス回収) ●対象物:回収ボックスの投入口に入る大きさの小型家電 (テレビなどの家電リサイクル法対象物や、デスクトップパソコンは対象外) ●回収ボックスの設置場所: 市役所本庁、各支所、ピアゴ丸岡店、イーザ、ハーツはるえ店、PLANT2 ※電池は取り外してください。 ※個人データは消去してください。	
分類 直接清掃センターに搬入するごみの種類(具体例)	
粗大ごみ 金属系粗大ごみ、非金属系粗大ごみ ※搬入する前に必ず清掃センターにお問い合わせください。	
分類 収集しないごみの種類(具体例)	
リサイクル 家電4品目(エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機・衣類乾燥機)、デスクトップパソコン ※処分方法については、家電販売店もしくは、環境推進課にお問い合わせください。	
その他 産業廃棄物、建築廃材、タイヤ、バッテリー、消火器、薬品類、ガスボンベ、瓦、ブロックなど ※購入業者もしくは専門の処理業者にお問い合わせください。	

◎市で収集するごみは、家庭系および事業系一般廃棄物のみです。
産業廃棄物は収集できません。県の許可を受けた専門の収集処理業者に依頼してください。
※上記一覧内のごみであっても、事業活動に伴って出た場合は産業廃棄物となるものがあります。

★ごみの減量とリサイクルにご協力ください★
家庭でできること
・古紙類(段ボール、新聞紙など)やペットボトルなどは、スーパーの店頭回収を活用しましょう。
・生ごみの80%は水分です。水を絞って乾かすことで悪臭や腐敗を防止できます。生ごみの水切りに努めましょう。
・余分な材料を買わない、食べ切れる量だけを調理するなど、食品ロス削減に努めましょう。
事業所でできること
・オフィスでの印刷ミスを減らす、裏紙を利用するなど、ごみの減量化に努めましょう。
・事業所ごみの大部分を占める紙類は、古紙回収業者に持ち込めばリサイクルすることができます。紙以外にも缶やプリンターのトナーなどもリサイクルすることができ、資源によっては、売却することもできます。分別回収ボックスなどを設置し、リサイクルできるものは分別しましょう。

清掃センターの受け入れについて
直接搬入する場合は、清掃センターに料金等を事前にお問い合わせください
◎受付時間:午前8:30~12:00 午後1:00~5:00(土、日、祝日は休み)
ただし、第2、第4日曜日は家庭からの粗大ごみのみを午後4:30まで受付します
◎お問い合わせ:清掃センター あわら市笹岡33-3-1 電話74-1314

お願い
★必ず指定ごみ袋に入れてください。氏名等も忘れずに記入をお願いします。
★一時的に大量に出る一般家庭系および事業系ごみは清掃センターに自主搬入することができます。
★簡易焼却炉等を使ってのごみの野焼きは絶対にしないでください。(野焼きは犯罪です)
★ごみの不法投棄は絶対にしないでください。(不法投棄は犯罪です)
★特別集積地の管理は、申請者自身で責任をもって行ってください。